

トルコにおける 意匠出願制度概要



ベーカー&マッケンジー
法律事務所
(外国法共同事業)

トルコ弁護士/弁理士*
Mine Guner
(イスタンブール
事務所)

トルコ弁護士*
Selma Iplikcioglu
Yilmaz
(イスタンブール
事務所)

弁護士
岡田 次弘
(東京事務所)

*日本では未登録

ベーカー&マッケンジー法律事務所は、企業の知的財産権ポートフォリオの確立、その効率的な管理、権利行使、契約交渉等を、46か国に78の事務所を擁する世界的なネットワークを活用してサポートするグローバルな法律事務所。知的財産分野の専門家チームは、商標、特許、著作権、意匠、不当競争、営業秘密、ノウハウ、植物の育成者権等に関わる実務に精通している。トルコ知的財産権については、東京事務所とイスタンブール事務所が緊密に連携してアドバイスを提供している。

1. 意匠制度の概要

産業財産法（No. 6769。以下「産業財産法」という。）および産業財産法施行規則（規則 No. 23528。以下「産業財産規則」という。）が、トルコの意匠に関する権利を規定している。

意匠出願および登録を管轄するのは、トルコ特許商標庁（以下「トルコ特許庁」という。）である。

意匠には、工業意匠、グラフィック意匠、ファッション意匠、建築意匠等がある。

登録された意匠の保護期間は、出願から5年で、5年ごとに更新することができ、最長25年間まで更新可能である。さらに、未登録の意匠の保護が、2017年1月10日の産業財産法の制定により導入された。その結果、トルコで市場に流通された未登録の意匠は、同意匠に新規性および独自性があれば、トルコで初めて市場に流通されてからその後3年間は保護される。未登録の意匠の権利者は、同意匠と同一または酷似するデザインが使用されている場合にのみ、権利の保護を受けることができる。

意匠を登録するには、絶対的新規性（国際的な非公知性）と独自性が必要となる。

トルコ特許庁は、職権による新規性の審査を実施している。意匠の保護は、一連の製品の目に見える構成要素に限って与えられる。構成要素は、新規性および独自性を有さねばならず、また、通常の使用において目に見えるものでなければならない。意匠権は、区別できない程度に類似性を有する意匠に対して及ぶ。意匠の保護範囲を決定する際には、意匠を創作する際の選択の自由度が考慮される。意匠の対象となる物品の分類は、ロカルノ分類に従う。意匠権で保護された意匠に依拠せずに創作されたデザインについては、当該意匠が公表されたことを合理的な方法をもって知ることができなかった場合には、当該意匠をコピーしたものとみなされない。

2. 意匠出願手続き

意匠出願手続きの概要は以下のとおりであり、フロー図を次ページに示す。

(1) 意匠

意匠の創作者とは、意匠出願の対象を創作した者を指す。意匠が複数の者により創作された場合には、各創作者は、願書にそれぞれ表示される必要がある。創作者の名前が願書に表示されていない場合には、創作者として名前を記載することを要求する権利がある。さらに、創作者は、その名前を秘密とすることも請求できる。

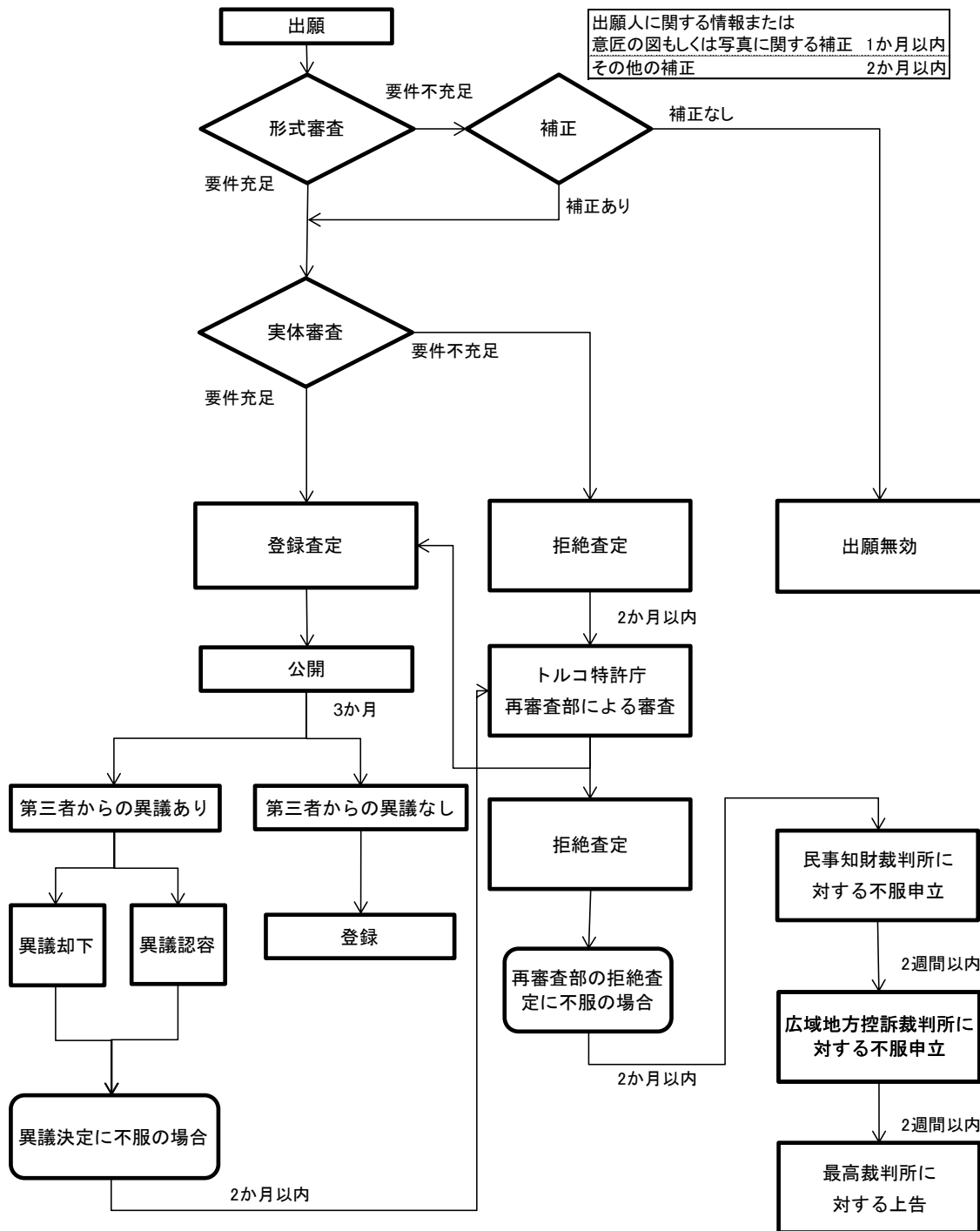
(2) 出願要件

意匠出願は、以下のものが含まれている必要がある。

- 申請者の身元についての情報を含む申請書
- 公表された場合には複製を可能にする程度の、意匠の外観を示す図や写真
意匠が組み込まれまたは使用される物品の名称
- 創作者の名前または意匠を創作した集団の名称
- 創作者から意匠を出願する権利を取得した経緯

- 公開延期の請求（請求する場合）
- 代理人についての情報（代理人が任命されている場合）

トルコにおける意匠出願の流れ



申請者の身元に関する情報または意匠の図面もしくは写真に不備がある場合、申請者は1か月以内にこれらの不備を補正する権利がある。その他の出願要件に関する不備がある場合、トルコ特許庁は、申請者に申請を完了させるために2か月間の猶予を与える。不備に関連する情報が適時の補正により提出された場合には、それらの不備は、出願日に影響を与えない。補正の締切の期間までに必要な情報を提供できない場合、申請はなされなかったものとみなされる。

(3) 複数の意匠出願

申請者は、1通の複数意匠出願申請により、複数の意匠を出願することができる。トルコでは複数の意匠をまとめて出願することが認められており、その場合、申請書の中で複数意匠出願申請であることが特定されること、各意匠が独立の図または写真および説明で示されること、ならびに追加の出願料が支払われることが必要であるほか、装飾を除き、各製品の意匠は、同じロカルノ分類に属するものでなくてはならない。1つの複数意匠出願申請により、最大100件の意匠を出願することができる。複数意匠出願申請書の要件を満たさない、または100以上の意匠を出願するものである場合には、意匠出願を2以上の出願に分割する必要がある。分割された各出願の出願日は、最初の出願申請がなされた日となる。さらに、最初の出願が優先権主張を伴うものであった場合、分割された出願も優先権の対象となる。

(4) 優先権の主張

パリ条約またはWTO設立協定の締約国の国籍を有し、または、それらの国に住所を有しもしくはそれらの国において商業活動をしている自然人、法人またはそれらの承継人は、パリ条約の対象国における出願から6か月間、その出願と同一の物品につき同一の意匠出願について、優先権を主張することができる。優先権主張は出願と同時に行うことができる。出願日から3か月以内に優先権に関する書類がトルコ特許庁に提出されない場合、優先権主張を伴う出願は、無効となる。

(5) 審査

トルコ特許庁は、出願要件の方式審査を行い、出願情報に不備がなければ、トルコ特許庁が出願を受領した日が出願日とみなされる。意匠権の保護は、出願日から始まる。方式審査が完了すると、トルコ特許庁は、意匠出願につき以下を審査する。

- 意匠および物品の記載が適法か
- 公の秩序および道徳に反するものではないか
- 出願人がトルコ共和国国籍の自然人または法人であるか、トルコ共和国内で工業的又は商業的活動に従事している自然人または法人であるか、パリ条約またはWTO設立協定における相互主義により出願資格を有する者であるか、またはトルコ国民に工業所有権の保護を提供する国の国民であるか
- パリ条約に規定されている主権記章の不適切な使用等、庁が登録を許可していない表示がないか
- 新規性および独自性があるか

(6) 登録

要件を満たす出願は、トルコ特許庁に登録される。登録される情報は以下のものを含む。

- 出願番号および出願日
- 意匠登録番号および登録日
- 意匠が公開された公報の日付および番号
- 意匠の種類および出願に含まれる意匠の数
- 優先権がある場合には、優先権に関する情報
- 意匠権者の国籍、身元および連絡先情報
- 創作者の身元および連絡先情報
- 意匠の図面または写真
- 意匠または意匠の対象となる物品の名称および分類

- 譲渡、ライセンスおよび更新等、意匠登録に関する記録
- 代理人がある場合には、代理人の情報

登録された意匠は、公報により公開される。公報には以下の情報が含まれる。

- 出願番号および出願日
- 登録番号および登録日
- 意匠の数
- 優先権がある場合には、優先権についての情報
- 意匠権者の国籍、氏名および連絡先情報
- 創作者の氏名および連絡先情報
- 意匠の図面または写真
- 意匠または意匠の対象となる物品の名称および分類
- 代理人がある場合には、代理人の情報

登録に関する変更および更新は、定期的に公表される公報により公開される。

(7) 公開の延期

出願人は、出願から30か月間、公開の日を延期することができる。公開が延期された場合、意匠の図または写真、出願人の出願資料および身元を第三者に公開されることなく、意匠登録が行われる。

(8) 不服・異議

ア. トルコ特許庁の拒絶査定に対する不服申立て

トルコ特許庁の拒絶査定に不服がある出願人は、その拒絶査定の一部または一部に対して、拒絶査定の日から2か月以内に、トルコ特許庁の再審査部に不服を申立てることができる。

不服申立てはトルコ特許庁に対して所定の様式で、理由と署名を付して提出される必要がある。

イ. 登録に対する異議

意匠の公表から3か月間、意匠登録に対し、以下を理由として、第三者からの異議申立てが可能である。

- 意匠が、物品またはその装飾の特徴、線、輪郭、色彩、形状、素材または構造の全部または一部の外形ではない。
- 意匠が新規性または独自性を欠く。
- 意匠が公序良俗に反する。
- 意匠の外観上の特徴が技術的な機能により定まっている。
- 意匠が、当該意匠の対象である物品を機械接続等するためには同一の様式および形状で再現されなければならない外観上の特徴を含んでいる。
- パリ条約に規定されている主権記章の不適切な使用等、庁が登録を許可していない表示を含んでいる。
- トルコ共和国国籍の自然人または法人、トルコ共和国内で工業的または商業的活動に従事している自然人または法人、パリ条約またはWTO 設立協定における相互主義により出願資格を有する者、またはトルコ国民に工業所有権の保護を提供する国の国民によりなされた出願ではない。
- 不正の目的でなされたまたは知的財産権の違法な使用を含む出願である。

異議申立てに対するトルコ特許庁の決定に不服がある異議申立人は、その決定の全部または一部に対して、決定の通知の日から2か月以内に、トルコ特許庁の再審査部に不服を申し立てることができる。

(9) 上訴

ア. 再審査部による決定に対する提訴

再審査部により、自己に不利益な査定がなされた出願人または異議申立人は、その決定の全部または一部に対して、その決定の通知がなされてから2か月以内に、アンカラに所在する民事知財裁判所に訴えの提起をすることができる。

イ. 民事知財裁判所の決定に対する上訴

知的財産裁判所により、自己に不利益な決定がなされた出願人または異議申立人は、自己の請求を部分的にまたは完全に棄却する決定に対して、その決定の通知がなされてから2週間以内に、広域地方控訴裁判所に上訴することができる。

ウ. 広域地方控訴裁判所の決定に対する上告

広域地方上訴裁判所による決定は、同決定の通知がなされてから2週間、最高裁に対する上告の対象となる。

■ ソース

トルコ産業財産法 No.6769、2016年12月22日

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)